

利根町みんなのまち基本条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 基本理念（第4条）</p> <p>第3章 まちづくりの担い手</p> <p>    第1節 町民（第5条・第6条）</p> <p>    第2節 子ども（第7条）</p> <p>    第3節 議会（第8条・第9条）</p> <p>    第4節 行政（第10条—第12条）</p> <p>第4章 情報共有（第13条・第14条）</p> <p>第5章 参加と協働</p> <p>    第1節 参加（第15条—第20条）</p> <p>    第2節 協働（第21条—第24条）</p> <p>第6章 町政運営（第25条—第32条）</p> <p>第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力（第33条）</p> <p>第8章 条例の普及啓発及び見直し（第34条・第35条）</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 基本理念（第4条）</p> <p>第3章 まちづくりの担い手</p> <p>    第1節 町民（第5条・第6条）</p> <p>    第2節 子ども（第7条）</p> <p>    第3節 議会（第8条・第9条）</p> <p>    第4節 行政（第10条—第12条）</p> <p>第4章 情報共有（第13条・第14条）</p> <p>第5章 参加と協働</p> <p>    第1節 参加（第15条—第20条）</p> <p>    第2節 協働（第21条—第24条）</p> <p>第6章 町政運営（第25条—第32条）</p> <p>第7章 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力（第33条）</p> <p>第8章 条例の普及啓発及び見直し（第34条・第35条）</p> <p><u>第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会（第36条—第44条）</u></p>

附則

第1条～第35条省略

附則

第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会  
(設置)

第36条 町は、この条例の普及啓発及び推進並びに検証を行う機関として、利根町みんなのまち基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

(所掌事務)

第37条 委員会の所掌事務は、次のとおりとします。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) この条例の普及及び啓発に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) その他この条例の推進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第38条 委員会は、委員10人以内をもって組織します。

(委員)

第39条 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、町長が委嘱します。

- (1) 町民 4人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 各種団体等の関係者 4人以内

(任期)

第40条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任は妨げないものとします。

(委員長及び副委員長)

第41条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めます。

2 委員長は、委員会を代表し、会務の運営が円滑に遂行できるよう努めます。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第42条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となります。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、町長が招集します。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとします。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

(庶務)

第43条 委員会の庶務は、政策企画課において処理します。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。